

施策名：「性犯罪被害相談電話に係る全国共通番号の適切な運用」

被害が潜在化しやすい犯罪被害者への支援の必要性

「第3次犯罪被害者等基本計画」（平成28年4月1日閣議決定）において、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実等が盛り込まれ、性犯罪被害者支援の充実に関し、相談窓口の認知度の向上や相談しやすい環境の整備等が掲げられた。

性犯罪被害相談電話に係る全国共通番号の適切な運用

性犯罪被害者がより相談しやすい体制を構築するため、

- 各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通の短縮ダイヤル「#8103（ハートさん）」の運用
- 「#8103（ハートさん）」の広報推進による国民への更なる周知
- 性犯罪被害相談電話の更なる無料化を実施する。

（平成31年度予算案：12,732千円）

#8103 (ハートさん)
性犯罪被害相談電話
 あなたの心（ハート）に寄り添う相談電話があります
 あなたの声をしっかりと受け止めます

#8103

● この番号にダイヤルしていただくと、発信場所を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながります。

● 土日、祝日及び執務時間外は、当直や音声案内等に対応しています。

ギョットちゃん

原議保存期間	5年(平成35年3月31日まで)
有効期間	I種(平成35年3月31日まで)

警 視 庁 刑 事 部 長
警 視 庁 総 務 部 長
警 視 庁 生 活 安 全 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長
(参考送付先)
警察大学校刑事教養部長
警察大学校警務教養部長
警察大学校生活安全教養部長
各管区警察局広域調整担当部長
各管区警察局総務(監察)部長

警察庁丁捜一発第81号、丁給厚発第238号
丁少発第227号、丁刑企発第58号
平成29年7月5日
警察庁刑事局捜査第一課長
警察庁長官官房給与厚生課長
警察庁生活安全局少年課長
警察庁刑事局刑事企画課長

被害者の心情に配慮した性犯罪捜査の推進について(通達)
第193回国会において、刑法の一部を改正する法律(平成29年法律第72号。以下「改正法」という。)が成立し、本年7月13日から施行される。改正の趣旨及び要点については、「刑法の一部を改正する法律の公布について(通達)」(平成29年6月23日付け警察庁丙刑企発第47号ほか)により示したとおりであるが、各都道府県警察においては、下記の事項に留意の上、引き続き被害者の心情に配慮した性犯罪捜査を推進されたい。

記

1 捜査過程における被害者への配慮

(1) 被害者のプライバシー等に対する配慮

性犯罪においては、被害者が推知されたり、被害状況等が明らかとなることで、被害者のプライバシー等が著しく侵害されるおそれがあることから、被害者のプライバシー等の保護に配慮することが極めて重要である。

各種捜査活動においては、性犯罪の被害者に関する情報の取扱いに細心の注意を払うとともに、実況見分等の捜査活動や医療機関への付添い等の警察施設外における活動の際は、可能な限り被害者が人目に付かないように配慮すること。

また、警察施設内であっても、被害者からの事情聴取等に際しては、被害者のプライバシー等が十分守られ、被害者が安心できる環境において行うこと。

(2) 被害の届出等の適切な対応

性犯罪被害に係る届出や相談があった場合には、被害者の立場に立ち、被害者の体調等について配慮しながら、医療機関への早期受診の要否等を判断するとともに、証拠の保全等の必要な事項についても丁寧に説明すること。

また、性犯罪被害に係る届出や相談をしやすい環境の整備に努めること。

(3) 被害者の希望を踏まえた対応

性犯罪の被害者が捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも軽減するためには、被害者の望む性別の警察職員によって対応することが必要であることから、性犯罪被害の届出等の際には、対応する警察職員の性別に関する希望を確認するなどして、適切に対応すること。

また、事情聴取等の際は、可能な限り被害者の都合等を考慮するなど、被害者の負担軽減に努めること。

(4) 重複聴取の防止

性犯罪の被害者が、自らの被害状況を再び想起することは、極めて大きな精神的負担を伴うものであることから、繰り返し重複した事情聴取が行われることのないよう、担当捜査員を指定するなどして必要最小限の回数で聴取するよう努めること。

(5) 非親告罪化への適切な対応

改正法により、強姦罪等を親告罪とする規定が削除され、強制性交等罪や強制わいせつ罪が非親告罪となっているが、これは、親告罪であるために、性犯罪の被害者が告訴するか否かの選択を迫られていると感じたり、告訴したことで被告人から逆恨みされるのではないかという不安を持つことがあるため、非親告罪化することで被害者の精神的負担を軽減しようとするものであることから、被害者の意思を確認するなどの際は、改正の趣旨を十分に理解した上で、適切に対応すること。

2 適切な被害者支援の実施

(1) 性犯罪被害者に対する適切な支援の実施

捜査部門と犯罪被害者支援部門は相互に連携し、被害者の状況に応じて、部内カウンセラーや警察が委嘱している部外カウンセラーによるカウンセリングを実施するなど、精神的被害のケアに特段の配慮をすること。

また、性犯罪被害者に対する緊急避妊等に要する公費負担制度、犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度等の被害者支援制度について、被害者に対して適切に教示すること。

さらに、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする関係機関・団体（以下「関係機関等」という。）と連携すること。

(2) 被害少年に対する適切な支援の実施

人格形成の途上にある少年が、性犯罪被害を受けた場合、その後の健全育成に与える影響が大きいことから、その精神的被害の回復を図るため、少年補導職員等の専門職員が、被害少年に対して適切な助言を行うなど必要な支援を実施するほか、必要に応じて、関係機関等への紹介、個々の被害少年の事情に応じた計画的なカウンセリングの実施、学校等と連携した環境調整等

の継続的な支援を適切に実施すること。

また、こうした支援業務は、担当職員のみでは効果的な実施が困難な場合も多いことから、あらかじめ被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱している臨床心理学、精神医学等の専門家の助言を必要に応じて受けること。

3 指導教養の充実等

(1) 指導教養の充実

性犯罪捜査に関する専科教養、研修等の実施に当たっては、性犯罪に直面した被害者の心理等を踏まえた講義や、被害者の事情聴取場面を設定したロールプレイによる実戦的な指導を導入するなど、より一層内容の充実に努めること。

(2) 警察職員に対する指導教養の実施

性犯罪は、夜間帯における急訴事案として認知する場合もあり、性犯罪捜査を担当する捜査員のみならず、様々な警察職員が被害者からの事情聴取等に当たる可能性があることから、刑事部門の捜査員のみならず、性犯罪への対応が想定される警察職員に対しても、捜査過程における被害者への配慮等について、広く指導教養を行うこと。

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長

警察庁丙捜一発第4号、丙刑企発第34号
平成31年3月29日
警察庁刑事局長

性犯罪捜査に係る適切な指導等の推進について（通達）

性犯罪については、被害が潜在化することが多く、また、捜査により被害者に大きな精神的負担を与えることも考えられることから、その捜査は、性犯罪の特徴や被害者の心情等に係る知見を踏まえて行う必要がある。そこで、各都道府県警察においては、下記により、性犯罪捜査の指導等を適切に行うなどにより、性犯罪への対応を的確に推進されたい。

なお、「性犯罪捜査指導官の設置等について」（平成29年7月13日付け警察庁丙捜一発第8号ほか）は廃止する。

記

1 基本方針

性犯罪（刑法上の強制性交等、強制わいせつ等の性的欲求等に基づく身体犯をいう。）については、警察本部の捜査第一課及び各方面本部の捜査課（以下「本部主管課」という。）において、警察署等が受理した性犯罪に係る相談や被害の届出の内容等を迅速かつ確実に把握できるようにし、その認知等の段階から警察本部が関与して適切な指導等を行う。また、警察署等において性犯罪捜査が適正かつ組織的に行われるよう、性犯罪捜査指導官等による指導を適切に行うとともに、あらかじめ性犯罪に関する知見を有する警察官を指定して性犯罪捜査を行わせることなどにより、適切な性犯罪捜査を推進する。

2 性犯罪捜査指導官の指定等

(1) 指定

本部主管課において、性犯罪捜査に係る専門的知見を有する警視又は警部の階級にある警察官を性犯罪捜査指導官として指定するものとする。

(2) 任務

性犯罪捜査指導官は、性犯罪捜査に係る専門的知見に基づき、次の事項を実施する。

ア 性犯罪被害者からの事情聴取、証拠採取等が適切に行われるよう、性犯罪捜査に係る指揮、指導、調整等を行うこと。

イ 性犯罪捜査を効果的に行うため、性犯罪の発生状況等の集約、分析等を行うほか、性犯罪に発展するおそれのある色情盗、のぞき、住居侵入等の犯罪及び子供や女性を対象とする声掛け、つきまとい等の前兆事案の発生状況等について把握すること。

ウ 性犯罪に係る捜査本部が設置された場合は、捜査本部員として事件主管課長等を補佐し、また、捜査本部に準じた体制がとられた場合には、自ら捜査を主宰するなど事件捜査に参画すること。

エ 性犯罪捜査全般の知見を有する捜査員の育成を図ること。

オ 性犯罪への適正かつ組織的な対応が行われるよう、警察職員に必要な教養等を行うこと。

カ 広報担当者と連携し、性犯罪被害者の人権、プライバシー等に配慮した適切な事件広報に努めること。

キ 医療機関等関係機関との連携を図ること。

ク その他、性犯罪捜査を推進する上で必要な施策の企画立案を行うこと。

3 性犯罪指定捜査員の指定等

(1) 指定

本部主管課及び警察署等においては、性犯罪捜査に係る知見を有する警察官を性犯罪指定捜査員として指定するものとする。

なお、本部主管課においては、警察署等において指定した性犯罪指定捜査員を把握するとともに、性犯罪指定捜査員の捜査能力の向上等に向けた継続的な教養等に努めるものとする。

(2) 任務

性犯罪指定捜査員は、性犯罪捜査に係る知見に基づき、次の事項について自ら実施するほか、他の捜査員への指導・助言を行う。

ア 性犯罪被害者からの事情聴取、証拠採取等

イ 性犯罪被害者を立会人とした実況見分等

ウ 性犯罪被害者に対する刑事手続や被害者支援制度等についての説明

エ アからウまでのほか、性犯罪捜査を適切に推進する上で必要となる活動

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警 視 庁 刑 事 部 長 殿
各 道 府 県 警 察 本 部 長

警 察 庁 丁 捜 一 発 第 3 5 号
平 成 3 1 年 3 月 2 9 日
警察庁刑事局捜査第一課長

性犯罪捜査指導官の指定等に係る留意事項について（通達）

性犯罪の捜査については、「性犯罪捜査に係る適切な指導等の推進について（通達）」（平成31年3月29日付け警察庁丙捜一発第4号ほか）に基づき推進することとされているが、性犯罪捜査指導官の指定等に係る留意事項は下記のとおりであるので、遺漏のないようにされたい。

なお、「性犯罪捜査指導官の指定等について」（平成29年7月13日付け警察庁丁捜一発第82号）は廃止する。

記

1 適切な性犯罪捜査指導官の指定

性犯罪捜査指導官には、その知識、経験等に鑑み適任であると認められる者を指定すること。

なお、性犯罪捜査指導官は、可能な限り専従とすることが望ましいが、各都道府県警察の実情からこれにより難しい場合は、警察本部の捜査第一課及び方面本部の捜査課（以下「本部主管課」という。）の警視又は警部に兼務させることもやむを得ない。ただし、本部主管課の次席（次席相当職を含む。）に兼務させることは避けるものとする。

2 警察本部における指導体制の整備

本部主管課は、性犯罪捜査指導官が性犯罪捜査に係る指導等を効果的に行えるよう、性犯罪捜査指導官の下に性犯罪捜査指導係を設置するなど、必要な体制整備に配慮すること。

また、本部主管課は、性犯罪被害者への支援等が円滑に行われるよう、関係部門のほか、医療機関、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、犯罪被害者支援団体等との連携に努めること。

3 適切な性犯罪指定捜査員の指定等

性犯罪指定捜査員の指定に当たっては、捜査過程において性犯罪被害者の希望を踏まえた性別の捜査員が対応できるよう、男性警察官、女性警察官の双方を指定するよう努めるとともに、適正な性犯罪捜査を推進する観点から、次の事項について教養等を受けている者の指定に努めること。

なお、性犯罪指定捜査員に対する教養に際しては、性犯罪被害者からの事情聴取、証拠採取に係る実践的な教養等の実施に配慮すること。

○ 性犯罪被害者からの事情聴取、証拠採取等に係る留意事項

- 性犯罪被害者を立会人とした実況見分等に係る留意事項
- 性犯罪被害者の心理状態に係る知識
- 性感染症等に係る知識
- 被害者支援制度に係る知識
- 二次被害防止のための留意事項

警 視 庁 刑 事 部 長
 警 視 庁 総 務 部 長 殿
 各道府県警察（方面）本部長
 （参考送付先）
 各管区警察局広域調整担当部長

原議保存期間	1年(平成31年11月15日まで)
有効期間	二種(平成31年11月15日まで)

警察庁丁捜一発第141号
 警察庁丁給厚発第405号
 平成30年11月16日
 警察庁刑事局捜査第一課長
 警察庁長官官房給与厚生課長

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとの協力・連携について（通達）

今般、内閣府から各都道府県男女共同参画主管課等に対し、行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）が全都道府県に最低1か所設置されたこと等を踏まえ、別添のとおり、警察との連携に係る事務連絡が発出された。

警察においても、性犯罪被害者（以下「被害者」という。）への対応に当たり、これまでもワンストップ支援センターとの協力・連携に努めてきたところであるが、各都道府県警察においては、引き続き、下記のとおり、ワンストップ支援センターとの適切な協力・連携に努められたい。

記

1 適切な連絡等の実施

捜査部門及び被害者支援部門が緊密に連携した上、あらかじめワンストップ支援センターとの連絡方法を再確認しておくなどにより、ワンストップ支援センターとの連絡等が迅速かつ円滑に行われるよう努めること。

なお、ワンストップ支援センターとの連絡等に当たっては、被害者の意向を踏まえるとともに、そのプライバシーの確保にも十分留意すること。

2 医療機関における性犯罪証拠採取キットに係る取組の推進

知事部局とも連携して必要な予算を確保するなどして、ワンストップ支援センターへの整備を含め、性犯罪証拠採取キットの整備先となる医療機関等の拡大に係る取組への協力を働き掛けること。

3 捜査員に対する周知の徹底

被害者の心情に配慮した捜査や的確な支援がなされるよう、各都道府県におけるワンストップ支援センターや民間の犯罪被害者支援団体における取組等について、捜査員への周知を徹底すること。

事 務 連 絡
平成 30 年 11 月 16 日

各都道府県

男女共同参画主管課
被害者支援主管課
人権施策主管課

} 御中

内閣府男女共同参画局
推進課暴力対策推進室

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営
について（協力依頼）

平素より、性犯罪・性暴力被害者の支援に御尽力いただき、御礼申し上げます。

この度、第4次男女共同参画基本計画に掲げた「行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを平成32年までに各都道府県に最低1か所の設置」という目標について、本年10月に全都道府県に最低1か所の設置がなされ、前倒しで達成致しました。

一方で、本年の経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）において、「ワンストップ支援センターの地域差のない全国への展開や犯罪被害者等支援のための施策を推進する」、女性活躍加速のための重点方針2018（平成30年6月12日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）において、「ワンストップ支援センターの運営の安定化及び質の向上を図るため、関係機関による連携の下、24時間対応化や拠点となる病院の整備促進を含め、各地方公共団体の実情に応じた取組の支援の充実を図る」ことが求められております。

特に、関係機関との連携においては、性犯罪・性暴力被害者への救急医療の実施、証拠の採取、カウンセリングの実施等の観点から、病院はもちろんのこと、警察との連携も重要となります。

各都道府県におかれましては、管下の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターに対して、あらかじめ連絡方法を確認するなど各都道府県警察との連携を図るように御指導等、御協力をお願い申し上げます。

なお、警察庁においても、本日付けで通達を発出しているところ、参考までに添付します。

担当：内閣府男女共同参画局推進課

暴力対策推進室 山口、齋藤、近藤

電話 03-5253-2111 内線 37551、37555

1. 子供の性被害とは

児童買春、児童ポルノの製造等

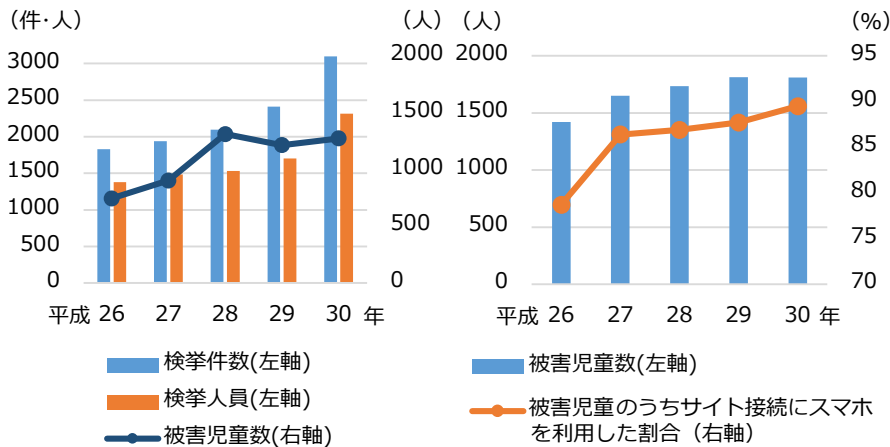
児童の性に着目した営業による児童福祉法違反等

その助長行為

2. 子供の性被害をめぐる情勢

児童ポルノ事犯

SNSに起因する児童買春等の事犯



- いわゆる「JKビジネス」等児童の性を売り物とする営業の出現
- 低年齢児童を被害者とする悪質な事件の発生
- 子供の性被害に対する国際社会の動向
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を視野に入れた取組の推進

3. 子供の性被害防止プラン策定の経緯

閣議決定（平成28年3月）

28年4月以降、関係府省庁間の総合調整を、国家公安委員会が行うことに。

犯罪対策閣僚会議（平成28年4月）

関係府省庁局長級会議の開催を申合せ。

局長級会議等（平成28年4月～）

プラン策定に向け、関係府省庁局長級会議等において検討を行った。

犯罪対策閣僚会議（平成29年4月18日）

プランを策定。定期的なフォローアップを予定している。

4. 子供の性被害防止プランの構成

6本の柱ごとに、合計88の施策を掲載。

1. 児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携の強化
2. 児童が性的搾取等の被害に遭うことなく健やかに成長するための児童及び家庭の支援
3. 児童の性的搾取等に使用されるツール等に着目した被害の予防・拡大防止対策の推進
4. 被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進
5. 被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生
6. 児童が性的搾取等の被害に遭わない社会の実現のための基盤の強化

子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画） の取組状況等（概要）

平成 30 年 5 月 25 日
児童の性的搾取等に係る対策
に関する関係府省庁連絡会議

I 子供の性被害の状況（平成 29 年中）

- ・ 児童ポルノ事件の検挙人員は1,703人で過去最多を更新。被害児童数は1,216人で増加傾向。
- ・ 児童買春事件等（児童買春、淫行させる行為（児童福祉法）及びみだらな性行為等（青少年保護育成条例等））合計の検挙人員は2,057人、被害児童数は1,823人で増加傾向。

II 主な取組状況（平成 29 年 4 月 18 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）

1. 児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携

- ・ 子供の性被害撲滅対策推進協議会を開催し、官民の意見交換等を実施。【警察庁等】
- ・ 「子供の性被害の根絶を目指して」をテーマとする公開シンポジウムを開催（約190人参加）。【内閣府】
- ・ 国家公安委員会委員長と文部科学大臣の共同メッセージを発信。【警察庁、文部科学省】
- ・ 「オンラインの児童性的搾取撲滅のためのWePROTECT世界連携」等が主催し、各国政府、国際NGO等が参加した国際会議において、日本の取組について説明。【外務省、警察庁】
- ・ プランの英語版をウェブサイトに掲載したほか、在京大使館や在外公館に配布して周知。【警察庁】

2. 児童が性的搾取等の被害に遭うことなく健やかに成長するための児童及び家庭の支援

- ・ 携帯電話事業者により店頭で保護者向け啓発資料を配布するなどフィルタリングの促進やインターネットリテラシーの向上等の啓発活動を強化。【内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省等】
- ・ 児童、保護者等を対象とした安全なインターネット利用の啓発講座を実施（2,309件実施、約39万人受講）。【総務省、文部科学省】
- ・ 情報モラル教育に関する児童・生徒向けの啓発資料を作成し、全ての小・中・高校に一部ずつ及び全中学一年生に配布。【文部科学省】
- ・ サイバー防犯ボランティアの活動を推進するため、活動マニュアルを改訂したほか、積極的な通報をした団体に対して感謝状を贈呈。【警察庁】
- ・ 児童扶養手当の支払回数を年3回から年6回に増やすための関連法案を国会に提出するなどひとり親家庭に対する総合的な支援を推進。【厚生労働省】

3. 児童の性的搾取等に使用されるツール等に着目した被害の予防・拡大防止対策の推進

- ・ フィルタリング利用に関する、事業者による説明や保護者による管理の徹底を要請。【総務省】
- ・ プロバイダ等への児童ポルノ掲載アドレスリストの提供による流通防止措置を支援。【総務省等】
- ・ 新たに設置された青少年ネット利用環境整備協議会への支援、未参加事業者に対する働き掛けを実施。【警察庁】

4. 被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進

- ・ 全国の警察や法務局等において相談に対応。電話等による相談窓口を周知。【警察庁、法務省】
- ・ 「JK ビジネス」で稼働する児童に対する街頭補導を実施（46 人補導・保護（12 月末））。【警察庁】
- ・ 児童相談所全国共通ダイヤル（189）について、利便性向上のため、オペレーターが対応するコールセンター方式を導入。【厚生労働省】
- ・ 各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通の短縮ダイヤル番号（#8103（ハートさん））の運用を開始。【警察庁】
- ・ 新たに、6 県において、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを開設。【内閣府】

5. 被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生

- ・ 「JK ビジネス」の規制に関する条例を制定・改正する地方公共団体に対する助言等を実施（5 都府県で条例制定・改正）。【警察庁】
- ・ 児童買春・児童ポルノ禁止法違反等の子供の性被害事犯に対する取締りを推進。【警察庁】
- ・ 厳正な科刑の実現に向け、児童買春・児童ポルノ禁止法違反等を積極的に活用。【法務省】
- ・ 検察庁、警察、児童相談所が連携し、児童からの聴取における配慮等の取組を推進。【法務省、警察庁、厚生労働省】
- ・ 刑事施設において性犯罪再犯防止指導を実施。手引きを改訂。【法務省】

6. 児童が性的搾取等の被害に遭わない社会の実現のための基盤の強化

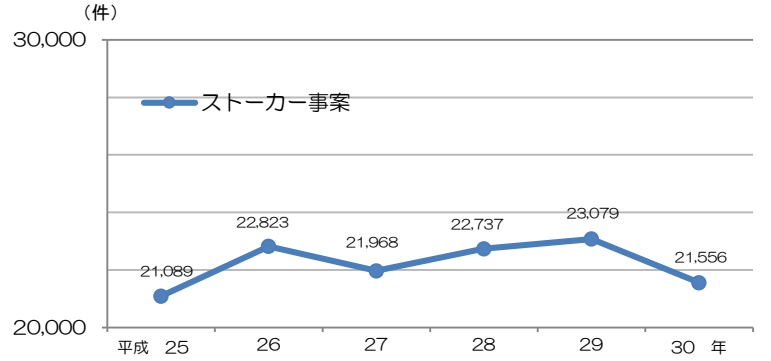
- ・ 学校における被害児童の早期発見・支援活動のためのスクールカウンセラー等の配置等を推進。【文部科学省】
- ・ 子供の性被害事犯捜査や被害児童支援の知識の向上を図るための研修を実施（捜査研修 30 人、支援研修 30 人受講）。【警察庁】
- ・ 各都道府県等において、児童相談所等の職員に対して、性的虐待への対応に関するカリキュラムを盛り込んだ研修を実施。【厚生労働省】

Ⅲ 当面の課題

- ・ 児童ポルノや児童買春事件の検挙人員及び被害児童数が増加傾向にあるなど、子供の性被害をめぐる情勢は極めて憂慮すべき状況。
- ・ このような状況を踏まえ、本プランに基づき、関係府省庁間及び民間（団体や企業）と連携して子供の性被害撲滅に向けた施策を引き続き進めていく必要がある。

現 状

● ストーカー事案の相談等件数



※平成30年中の相談等件数は、いずれも高水準で推移
○重大事案に急展開するおそれ ○都道府県警察の負担増

● 主な対応策

○人身安全関連事案対応体制による迅速・的確な対応
○この種事案に的確に対処するためには、事案の各段階で関係機関等が連携して対策や支援を行うことが必要不可欠

改正ストーカー規制法（H29.1.3施行 ※一部規定はH29.6.14施行）

国・地方公共団体が努めるべき措置として、実態把握、人材養成・資質向上、教育活動等、民間団体との連携協力を追加（12条）

ストーカー総合対策（H29.4.24改訂 ストーカー総合対策関係省庁会議）

- | | |
|----------------------|-------------------|
| 1 被害者等からの相談対応の充実 | 2 被害者情報の保護の徹底 |
| 3 被害者等の適切な避難に係る支援の推進 | 4 調査研究、広報啓発活動等の推進 |
| 5 加害者対策の推進 | 6 支援を図るための措置 |

女性活躍加速のための重点方針2018（H30.6.12すべての女性が輝く社会づくり本部）

女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現

「ストーカー総合対策」に基づき、ストーカー被害の未然防止・拡大防止に関するリーフレットの作成・配布、被害者等の安全を確保するための一時避難に係る経費の一部の補助等の取組を推進する。

平成31年度予算

未然防止

ストーカー予防のための教育・啓発

ストーカー事案を発生させないための予防啓発を行うことが必要



- 生徒対象啓発パンフレット
- 被害者等対象リーフレット
- 加害者対象リーフレットの作成等

被害拡大防止

被害者等の一時避難の支援

危険性が高い事案に関して被害者を緊急に一時避難させることが必要



宿泊施設等の利用費用の補助

被害者の安全確保のための資機材の整備

自宅や職場等への押し掛け等の事案発生を鑑み、被害者の安全を確保することが必要



ストーカー被害者へ貸与するカメラシステムの充実・整備

再発防止

ストーカー加害者に関する地域精神科医療との連携

ストーカー加害者の執着心や支配意識を取り除き、行為を沈静化させることが必要



ストーカー事案加害者に関する地域精神科医療機関等からのアドバイス